

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新温泉町は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

新温泉町長

## 公表日

令和8年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、資格確認書や資格情報のお知らせ、限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること ④オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表44の項</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条(オンライン資格確認業務)</li> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)、別表44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(情報提供の根拠)</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2,3,6,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項)(情報照会の根拠)</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(67,70,71の項)(オンライン資格確認業務)</li> <li>・番号法附則第6条第4項</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	1.5 評価実施機関における担当部署	島田信夫	森本彰人	事後	人事異動
平成28年4月1日	1.7 特定個人情報開示の訂正・利用停止請求	町民課	総務課	事後	見直し
平成28年4月1日	1.7 特定個人情報開示の訂正・利用停止請求	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	見直し
平成28年4月1日	1.8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	町民課	総務課	事後	見直し
平成28年4月1日	1.8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	見直し
平成28年4月1日	II.1 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	見直し
平成28年4月1日	II.2 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	見直し
平成29年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること	事後	見直し
平成29年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ 次期情報総合システム	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ 次期情報総合システム及び国民健康保険システム	事後	見直し
平成29年3月31日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の第30の項 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項、別表第一の第30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	見直し
平成29年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(42,43,44項) (別表第二における情報提供の根拠) (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,87,88,93,97,106,109,120項)	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(42,43,44項) (別表第二における情報提供の根拠) (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120項)	事後	見直し
平成29年3月31日	II.1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	見直し
平成29年3月31日	II.2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	見直し
平成29年4月1日	1.5 評価実施機関における担当部署 ②	健康福祉課長 森本彰人	健康福祉課長	事後	様式変更
令和1年6月1日	1.8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	事後	見直し
令和1年6月1日	II.1 対象人数	平成29年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	見直し
令和1年6月1日	II.2 取扱者数	平成29年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	見直し
令和1年6月1日	IV リスク対策		全部追加	事後	様式変更
令和2年3月1日	II.1 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	見直し
令和2年3月1日	II.2 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	見直し
令和2年3月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や資格情報のお知らせ、限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、資格確認書や資格情報のお知らせ、限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること ④オンライン資格確認システム稼働に伴う資格確認管理事務、機関別特等の取得等事務	事後	法改正に伴う変更
令和2年3月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ 次期情報総合システム及び国民健康保険システム	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ 国民健康保険システム及び国民健康保険システム 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	見直し
令和2年3月1日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項、別表44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 (オンライン資格確認業務) ・番号法別表第8条第1項(利用範囲)、別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う変更
令和2年3月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(42,43,44項) (別表第二における情報提供の根拠) (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120項) ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2,3,6,13,17,20,42,43,58,65,69,83,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173)の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(67,70,71)の項 (オンライン資格確認業務) ・番号法別表第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う変更
令和2年3月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康課	事後	組織改編による名称変更
令和2年3月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長 役職名	健康福祉課長	健康課長	事後	組織改編による名称変更
令和2年3月1日	1 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	事後	組織改編による名称変更
令和2年3月1日	II.1 値判断項目 1 対象人数	1万人以上10万人未満 令和2年3月1日 時点	1000人以上1万人未満 令和1年12月1日 時点	事後	見直し
令和2年3月1日	II.1 値判断項目 2 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	見直し
令和2年3月1日	IV リスク対策 4	○委託しない	十分である	事後	見直し
令和2年3月1日	IV リスク対策 5	○提供・移転しない	十分である	事後	見直し
令和2年3月1日	IV リスク対策 6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	○継続しない(提供)	十分である	事後	見直し
令和2年3月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させず作業人間的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	IV リスク対策 9 人手を介在させず作業人間的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なマイナンバーに付、マイナンバー登録や登録後の際には、本人からのマイナンバー取得の履歴や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		基幹システムへのアクセス可能な職員は、幹線とパスワードによる認証によって限定している。人事異動の際には直ちにアクセス権限を修正しアクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	様式変更に伴う項目追加